

鳥取縣公報

第千六十二號

昭和十四年九月八日

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

訓令

◇鳥取縣訓令甲第十三號

昭和七年五月鳥取縣訓令甲第九號縣稅鑑札取扱手續別記鑑札様式中犬ノ様式ヲ左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年九月八日

犬ノ様式

地

質

磁

製

鳥取縣知事

副

喬

雄

財務出張所長
市町村長



| | | |
|---|---|---|
| 文 | 地 | 直 |
| 字 | 色 | 徑 |
| 四 | 白 | 三 |
| 字 | 色 | 厘 |
| 青 | | |
| 色 | | |

告示

鳥取縣告示第五百六十二號

昭和十四年九月鳥取縣訓令甲第十三號ヲ以テ犬ノ所有者ニ下付スベキ鑑札様式改正ニ付九月八日ヨリ九月十八日マデ所轄市役所又ハ町村役場ニ於テ犬鑑札ノ巻換ヲナス從前ノ規定ニ依ル犬鑑札ハ昭和十四年九月十八日限リ之ヲ無効トス

昭和十四年九月八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

鳥取縣告示第五百六十三號

種馬統制法施行規則第四十條ニ依ル昭和十四年ニ於ケル種馬ノ檢定期日、場所及區域左ノ通定メラレタリ

昭和十四年九月八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

昭和十四年種馬檢定實施表

| 檢査日期日 | 檢査區域 | | 檢定場所ノ位置及名稱 | 檢定又ハ檢査ノ區分 |
|-------|------|--|------------|-----------|
| | 郡市町村 | 區域 | | |
| 九月三十日 | 西伯郡 | 大高村、大山村、宇田川村、縣村、日吉津村、春日村 | 大高村、大高種付所 | 明ケ二才牝馬 |
| 十月一日 | 日野郡 | 大幡村、幡鄉村、五千石村、尙德村、賀野村 | 大幡村、家畜市場 | 明ケ三才以上牝馬 |
| 十月二日 | | 八鄉村、二部村 | 八鄉村、八鄉種付所 | 明ケ二才牡馬 |
| 十月三日 | 日野郡 | 米澤村、日光村、江尾村 | 米澤村、米澤種付所 | 明ケ三才以上牡馬 |
| 十月四日 | | 多里村、福築村、日野上村、山上村 | 多里村、多里種付所 | 馬貸付及民有種牡馬 |
| 十月五日 | 東伯郡 | 成美村、赤崎町、下山村、中山村、八橋町、下郷村、上郷村 | 成美村、種馬所構内 | |
| 十月六日 | | 倉吉町、北谷村、山守村、小鴨村、上小鴨村、高城村、社村、大誠村、榮村、小鹿村 | 倉吉町、家畜市場 | |

附記

- 一 檢定及檢査開始時刻ハ各日共午前八時トス
- 二 種馬統制法第十三條規定ノ明ケ二歳ノ民有ノ牝馬ハ相違ナク檢定ヲ受クルコト

三 種馬統制法第十四條規定ノ明ケ三歳以上ノ民有ノ牝馬、種馬統制法施行規則第四十一條規定ノ明ケ二歳ノ牡馬及明ケ三歳以上ノ牡馬ニ付テハ申請ニ依リ檢定ヲ施行セラル

四 區域外市町村ニ於テ種馬統制法第十三條規定ノ明ケ二歳ノ民有牝馬アルトキ又同法第十四條規定ノ明ケ三歳以上ノ民有ノ牝馬同法施行規則第四十一條規定ノ明ケ二歳ノ牡馬及明ケ三歳以上ノ牡馬ニシテ檢定ヲ受ケントスルモノアルトキハ最寄檢安場ニ牽付ケ檢定ヲ受ケルモ差支ナシ

◆鳥取縣告祭第五百六十四號

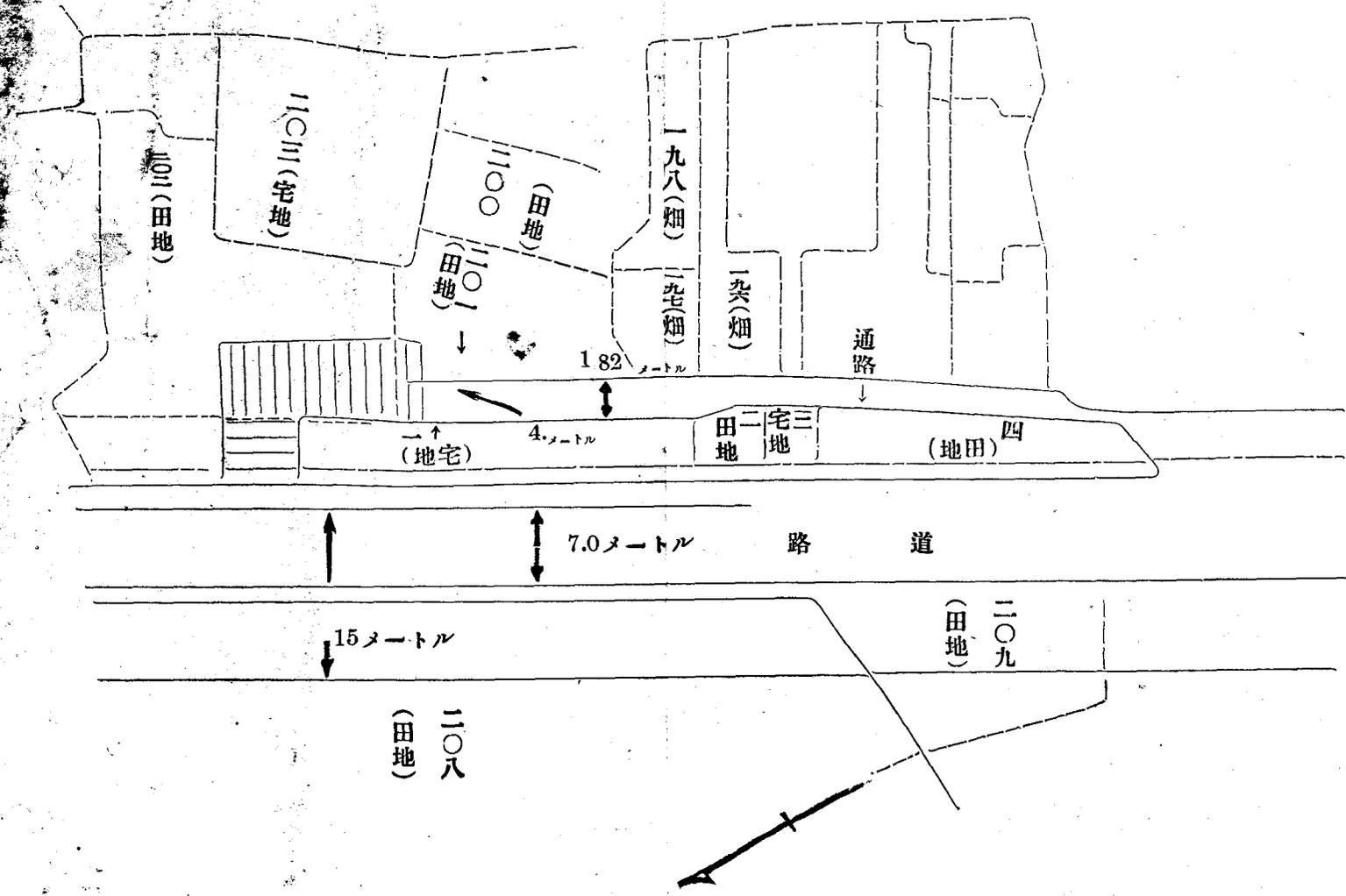
昭和十四年八月二十六日管下左記町村ニ其ノ農地委員會ヲ設置シタリ

昭和十四年九月八日

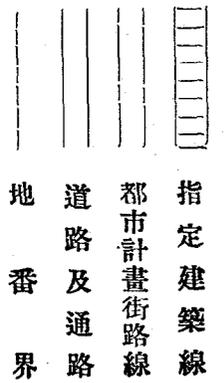
| | | | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 氣 | 東 | 同 | 同 | 西 | 同 | 同 | 同 | 日 |
| 高 | 伯 | 同 | 同 | 伯 | 同 | 同 | 同 | 野 |
| 郡 | 郡 | | | 郡 | | | | |
| 鳥取縣知事 | 明 | 八 | 竹 | 赤 | 上 | 字 | 手 | 和 |
| 副 | 治 | 橋 | 田 | 碕 | 道 | 間 | 田 | 榮 |
| 見 | 村 | 町 | 村 | 町 | 村 | 村 | 村 | 村 |
| 喬 | | | | | | | | |
| 雄 | | | | | | | | |

00638

米子市祇園町二丁目
(縮尺六百分の一)



例 凡



鳥取縣告示第五百六十五號
當管内ニ於ケル健康保險產婆左ノ通指定ス
昭和十四年九月八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

開業所所在地 氏名 指定年月日

岩美郡本庄村大字本庄四九八番地 山本公子 昭和十四年九月五日

◆鳥取縣告示第五百六十六號

市街地建築物法第七條但書ニ依リ左ノ通建築線ヲ指定ス

昭和十四年九月八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 申請人ノ住所氏名

米子市祇園町一丁目二十五番地

石 黒 茂 一郎

一 關係土地ノ地目地番

米子市祇園町二丁目一番地 宅地

同上 二〇一番地 田地

同上 二〇二番地 田地

- 一 建築線ノ延長距離 二七、一八メートル
- 一 建築線間ノ距離 四、〇〇メートル
- 一 左記圖面ノ通り

◇鳥取縣告示第五百六十七號
市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通り假設建築物建築ノ件許可セリ
昭和十四年九月八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 建築主ノ住所氏名 米子市久米町一八二番地
- 一 建築主ノ住所氏名 日本曹達株式會社米子製鋼所
- 一 建築主ノ住所氏名 井上裕祥
- 一 建築物ノ所在地 米子市久米町五八番地
- 一 用途 自轉車置場及兩便所並ニ板塀
- 一 構造種別 木造浪形スレート葺平屋建二棟
- 一 建築物ノ面積 木造板塀 二四・四八平方米
- 一 板塀ノ高さ 二・一〇米
- 一 延長距離 七三・〇〇米

- 一 命令事項
- 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス
 - 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫都市計畫事業實施者ノ指安スル期限内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
 - 一 本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
 - 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

正 誤

昭昭十四年七月二十日付縣公報號外登載公示貴族院多額納稅者議員互選人名簿ノ寫中左ノ通正誤ス

| 頁 | 行 | 段 | 誤 | 正 |
|-----|----|---|------------|-----------|
| 一〇三 | 一二 | | 計金參百貳圓八拾壹錢 | 計金參百貳圓八拾錢 |
| 一一二 | 五 | | 金參圓六拾六錢 | 金參圓參拾六錢 |
| 一三六 | 三 | | 金壹圓六拾貳錢 | 金壹圓參拾貳錢 |
| 一四五 | 九 | | 金九拾六錢 | 金九圓六錢 |

00642

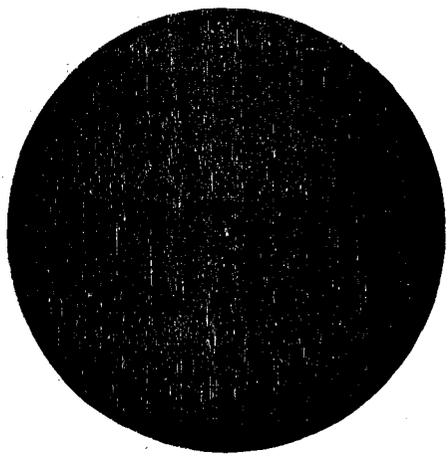
鳥取縣公報 第千六十二號 昭和十四年九月八日 (第三種郵便物認可)

八

| | | | | |
|-----|----|------------|-------------|------------|
| 一四五 | 一七 | 三 | 自昭和十三年六月六日 | 自昭和十三年六月二日 |
| 一四五 | 一九 | 三 | 自昭和十三年六月二日 | 自昭和十四年一月一日 |
| 一五六 | 四 | 計金百六拾圓五拾五錢 | 計金百六拾六圓五拾五錢 | |
| 一六四 | 一四 | 計金百拾四圓六拾八錢 | 計金百八拾四圓六拾八錢 | |

00643

事變特報



舉國一致
 盡忠報國
 堅忍持久

彙

報

第二十號

鳥取縣公報

第千六十二號

昭和十四年九月八日

(第三種郵便物認可)

九

00644

目 次

| | | |
|-----------------|----------|-----|
| 貴族院多額納税者議員選舉並縣會 | 鳥取縣知事 | 一頁 |
| 議員總選舉に際し縣民各位に告ぐ | 副見喬雄 | 一頁 |
| 漁船保險法に就て | (商工水産課) | 二〇頁 |
| 準遺族への扶助料給付 | (社 會 課) | 二二頁 |
| 明年度海軍志願兵について | (社 寺兵事課) | 二六頁 |
| 松脂採取の奨め | (林 務 課) | 二七頁 |
| 本年の穆作付面積 | (統 計 課) | 三〇頁 |
| 本年の水稻作況 | (同) | 三〇頁 |
| 時局と榮養問題 | (衛 生 課) | 三一頁 |
| 縣廳職員の貯蓄報國について | (會 計 課) | 三四頁 |
| 青少年義勇軍の慰問激勵 | (社 會 課) | 三五頁 |
| 經濟法令違反防止標語當選發表 | (保 安 課) | 三六頁 |
| 滿蒙開拓青少年義勇軍 | (社 會 課) | 三七頁 |
| 女子指導員(寮母)募集 | (同) | 三七頁 |
| 愛育村の設置 | (同) | 三九頁 |

よき人を擧げて
銃後御奉公

00645

貴族院多額納税者議員選舉並に

縣會議員總選舉に際し縣民各位に告ぐ

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

支那事變は勃發以來既に滿二ケ年、此の間皇軍の陸に海に又空に收め得たる偉大なる戦果は世界戦史上未だ嘗て見ざる所でありまして、支那全土の三分の一、然も其の核心たる重要地域は既に概ね我が方の占據に歸し、其の都市・産業・經濟・交通等より見ますれば、支那の大部分を席卷して居ると稱しても過言ではないと信ずるのであります。之偏に 御稜威の下皇軍將兵の勇壯果敢なる奮闘と銃後國民の熱烈なる努力の然らしむる所であります。然しながら今や支那事變は愈々長期建設の段階に入り 堅忍持久東亞新秩序の建設に向つて邁進すべき秋であります。今更申すまでもなく新秩序の建設とは、即ち日滿支三國が相提携して政治・經濟・文化の各般に互り互助連環の關係を確立し、以て國際正義の確立・共同防共の達成・新文化の創造・經濟結合の實現を期せんとするに在つて、それは又同時に世界の平和と文化とに貢献する所以であります。この東亞新秩序の建設と謂ふ大理想から考へまするとき、聖業はやうやく其の緒に就いたと稱し得るに過ぎないのであります。事變の前途には國際上・政治經濟上・或は又軍事上尙ほ幾多の難關を覺悟せなくてはなりません。この重大時局下に於て、來る九月十日には貴族院多額納税者議員選舉が、又二十一日には縣會議員選舉が執行せられるのであります。出征將士が身命を賭して勇戦しつゝあるとき、銃後に於て繰

繼の辱めを受くるものがありますならば、前線の士氣に影響を及ぼすところが尠くないと思ひます。吾々は此の際更めて選舉本來の意義を顧みると共に、時局下に於ける選舉の有する重大意義を充分に自覺し、長期戦總力戦下の今日選舉界多年の積弊を打破し、一舉公正明朗なる選舉の實現を期し度いと存するのであります。

今日の如き地方制度は昭治二十一年に公布され翌二十二年に施行せられた市制町村制、及び明治二十三年公布の府縣制に基礎を置くのであります。この地方自治の制度は明治二十三年國會が開かれんとするに當り、殊に山縣内務卿等の配意で立憲制度議會制度の根本には地方自治がなければならぬとの卓見により、急遽法案を整へて上述の通り公布を見たとあります。又國民が國政に參與するの途は申すまでもなく帝國憲法に依つて始めて開かれたのであります。憲法の根本趣旨は何も憲法の明文を俟つて始めて建てられたものではなく、實は我が建國以來の大精神を時勢に適合せしめてこれを文字の上に明かにせられたものであります。我が國は昔から君臣一體、歴代の天皇は民を所謂大御寶として愛撫し給ひ、また臣民の意のある所を重んぜられて諸々の政治が行はれましたことは、神代より「神集ひに集ひ」「神議りに議る」事例が度々であつたことに依つて明かであります。然るに中世に自つて將軍や大名が政權を恣にし、武力を以て制覇を争ふやうになつてから昔ながらの君臣一體の美風が廢れ、百姓町人は殆んど人格を認められないやうな壓制を受け、公事に關心を持つ機會を奪はれて居たのであります。

然るに明治維新によつて政權が再び朝廷に統一され、明治元年に於ける彼の五箇條の御誓文にはその一事項として「廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」と宣はせられ、着々その御趣旨に基いて代議制度が整備せられたのであります。が、明治十四年には愈々明治二十三年を以て國會を開くべき

の大詔が下り明治二十二年には帝國憲法が發布せられ、これに基いて豫ねての御宣言通り明治二十三年には第一回の帝國議會が開かれました。

憲法發布の際 長くも明治天皇は皇祖皇宗の神靈に告げさせられ、その告文中に「臣民翼賛ノ道ヲ廣メ」と宣はせられ、吾々臣民が治められる身分であると同時に政治に關し吾々も亦その責任を分擔するものなることを明かに示し給ふたのであります。その具體的手續が衆議院議員選舉その他公の選舉でありまして、衆議院は即ち憲法第三十五條の規定に依り「選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス」ることに成つて居り、この「公選」によつて國民に參政の機會が與へられるのであります。

最近一部に於て議會政治の凋落を云々し従つて又凡そ公の選舉に就て懷疑の見解を抱く者あるかに見受けられるのであります。その理由とするところは現在の如き議會對政府の關係そのもの、及びその關係に基づく政治の運用が時勢に適合しなくなつたのではないかといふことであります。現下の國際情勢は極めて微妙であり、國內的施設も亦情勢の急激な變化に應じて臨機の處置を要するものが多々あると共に、又政治問題は以前のやうに簡單な民權保護的なものに止まらず、極めて複雑な専門的な經濟問題・社會問題を内容とするに至つたからであります。

從來産業のことは大體私人の活動に一任し、國家はその活動の自由を保護し、私人の活動が極端に規範を脱した時に取締りさへすれば良かったが、近頃はそれだけでは濟まず國家が進んで産業活動の渦中に没し、生産から分配までに各般の考慮を廻らして適當な統制をしないと國家總力の増強を圖ることが出來ず、外國との競争にも遅れを取り、國內の生活安定にも差支を生ずる惧があり、統制は民衆生活全般の問題に涉り細い所まで氣を配つてその對策を講じなければなりません。この事は今日事變下に於て聖戰目的完遂のため、將又銃後國民生活安定のため、國家が如何なる考慮を

廻らし如何なる統制方法を探つて居るかを考へれば明瞭であると思ひます。かやうに内容の多岐複雑な經濟問題・社會問題を、昔のやうに民權自由論を骨子とした代議政治即ち一般選舉區から國民の代表者として選出された議員の集合で決定することは、不適當不十分だとの考が擡頭したのであります。この疑問には慥かに一面の眞理があり、從來の議會政治に對して何等かの修正を要するものがあるかも知れません。又既に種々の改革意見も現はれて居るのであります。

然し私は議會政治の根本は之を否定することが出來ないと信するのであります。成程政治が複雑になればなる程専門知識に一層多くの敬意を表せねばなりません。然し知識と智慧は別個のものであります。知識は少數識者の所有に歸するとしても是非善惡の判斷は民衆全体に歸すべきものであります。民衆は一見迂愚輕躁と見えるかも知れません。然し長い眼で見ればその判斷は自ら歸趨する所があつて、決して忽がせに爲し得ないものがあります。政治は矢張り根據を此處に置かねばならない。細い専門事項は少數者に一任するとしても、是非善惡の別は智慧の問題として民衆全體の判斷に訴へねばならないと存するのであります。

又政黨に對する信頼が失はれ、議會政治に對して疑惑がいだかれるに至つた他の理由の一つとしては、從來政黨が黨利を先きにし國益を忽がせにしたといふ事實を指摘するものがあります。この點は政黨人及び議會人も大いに反省しなければなりません。併し吾々國民も亦その責任の一半を負擔しなければならぬのであります。憲政布かれて茲に五十年、其の間の選舉に於て果して憲政治下の國民としての眞面目を發揮し得たでありませうか。遺憾ながら事實は選舉の回數を重ねるにつれて買収其の他の不正行爲は漸く甚しきを加へて參つたのであります。ここに於てか選舉界の腐敗を防止し、醇正なる選舉の實現を爲め、幾度か選舉法の改正が企てられたのであります。然し選舉民の自覺に於て未だ缺ける所が、たゞため、所期の効果を收めることが出來なかつたので、

ます。然るに昭和十年府縣會議員の選舉に際し、全國的の肅正運動を展開しました處やうや、其の反響が現れて來たのであります。我が鳥取縣に於ても昭和十年縣會議員總選舉、並に昭和十一年・十二年の衆議院議員總選舉と、選舉の度毎に舉縣一致の大運動を起すと共に平素より公民的訓練に力を注ぎ、選舉民の政治的自覺を促し、知識の向上に努めて來た次第でありまして、其の成果として次第に惡質犯は減少し、所謂選舉ブローカーの如きも漸次排除せられ、その結果として選舉費用も相當減少したやうに聞き及んで居りました。しかるに本年五月行はれました衆議院議員再選舉に際しても尙ほ違反に問はれたる者が相當數に達しましたことは誠に遺憾な次第であります。況んや法の威力に依つて不正行爲が一掃せられたと致しましてもそれに依つて選舉の理想が達せられた譯ではなく、選舉の理想は國民が我國憲政の本義を理解し、眞に其の政治的自覺に基く正しい一票を投じ、優秀な人物が選出せられることによつて始めて達せられるのであります。又最近「餘り議會が溫順し過ぎるぢやないか」といふやうな意見を聞くのであります。かういふことを言ふ人は何かもつと元氣よく喧嘩でもしなければ淋しいと云ふやうな氣持らしいのであります。然し之も考へ違ひでありまして、我國憲政の本義は即ち萬民一致協力大政を翼賛し奉ることであり、殊に今日の如き重大時局下に於て益々我が國立憲政治の大精神を發揚していただき度いのであります。

以上申し上げましたことは帝國議會についても縣會、市町村會等の地方議會に就ても同様でありまして、國民は衆議院議員選舉を通じて國政に參與し、地方自治体の選舉に依つて自治体の政治に參與し、隣保團結・共存共榮の實を擧げ、延いては國運の進展に寄與することが出來るのであります。之を要するに問題は議員が果してよく民衆の聲を代表して居るか、民衆が選舉に當つて眞に代表として恥しからぬ人物を選ぶの誠意に充ちて居るかであります。

貴族院多額納税者議員互選人の各位に對しては今更選舉肅正の必要を申し上げるまでもありません。殊に先日(七月二十八日)立候補者並選舉運動員の懇談會を開催致しました處、其の席上に於て肅正の申合せが行はれたることでありますが、各位は夫々の方面に於て一般縣民に對する指導的地位を占めて居られるのでありますから、この點を充分自覺せられ、選舉法令に違反することなきは勿論、一般縣民に對して選舉の模範を示していただき度いのであります。立憲政治、議會政治は地方自治の充實によつて始めてその目的を達成することが出来るのであります。その基礎としての地方自治制殊に府縣制に就て一言致し度いと思ひます。

今日の地方制度の基礎である舊市町村制は明治四十四年に、舊府縣制は明治三十二年にその全部を改正し、その後時代の變遷に適應して數次の改正を経て今日に至つて居ります。地方自治體とは即ち府縣市町村のことでありますが、之等の住民が總て自治に參與するといふ譯ではなく、住民の中で一定の要件を具へた者を公民と稱し、之に一定の權利を與へ義務を課して居るのであります。

この一定の要件といふのは(一)帝國臣民であること(二)男子であること(三)滿二十五歳以上であること(四)過去二年以上その市町村に住居して居ることの四つであります。苟くも是だけの資格を備へて居れば、特に例外として規定せられたる事由に該當しない限り皆公民權を行使し得るのであつて、市町村の公民といふ一定資格者のみが市町村會の議員を選挙し、議員に選挙され、その他名譽職に選任されるのであります。而してこの公民權ある者は又同時に府縣會議員の選挙權及び被選舉權を持つのであります。公民權は他の公權と同様に權利であると共に義務であり、殊に名譽職に選任せられた場合は濫りに之を辞することを許されないのであります。理由なくして辞した場合には公民權停止の制裁まで受けることがあるのであります。これは公民自治の本質から來る規定として深くその意

味を味はねばなりません。權利と義務とか云ふと何だか尋常にやかましく聞えますが、要するに之は公民としてその屬する自治體を立派なものに仕上げて行く重大な責任を負ふてゐると云ふことであります。

かくて公民は市町村會議員、府縣會議員を選挙し、選挙された議員は夫々の地方議會を構成するのであります。議決機關の議決を経べき事項は夫々府縣制・市町村制の列挙するところでありまして、府縣會は主として豫算・決算・租税その他の公課・財産の處分・起債等府縣の財務に關する事件を議決決定するのであります。この中一番重要なものは歳入歳出豫算を定むることであり、この豫算によつて府縣の事業が施行されるのでありますから、府縣會を構成する議員の選挙といふものが極めて重要な役割をもつ譯であります。

一體政治と云ふことが以前は一般國民の生活とは餘り關係がなく、政治家と稱する特殊の人達が政權の爭奪をすることであるかのやうに考へられて居た傾があります。併し之は非常な誤で、政治といふものは盡く國民の實生活と密接な關係を有し、殊に今日の如き統制經濟の時代に於ては一層然りでありまして、縣の仕事は亦縣民の日常生活と切實に關係して居るのであります。そこで縣民に切望することは何を措いても先づ我が市町村を知り、我が鳥取縣の縣政を知つていただき度いといふことであります。縣は一体どんな仕事をして居るか、例へば教育・衛生施設として如何なるものがあり如何に經營されてゐるか、産業經濟問題はどうか取扱はれてゐるか、社會事業はどうか、かういふことが段々分つて來ると縣の仕事が全く吾々の日常生活と切つても切れぬ關係があることが分り、このことが分れば益々本縣に對する愛着を深めると思ふのであります。この愛郷の精神が根本となつて始めて立派な公民といふことが出來、愛郷の精神さへあれば從來選挙に際して行はれたやうな不正事件は斷じて起る筈がないと信するのであります。

00652

それならいよいよ選挙に當面して吾々はどんな心構が必要であるかと申しますと、先づ第一に輕々しく棄権してはならぬといふことであります。これは上述のやうな選挙の重大意義を考へれば當然のことでありまして、選挙権は公民の権利であると共に重大な責任であります。従つて吾々は病氣で動けぬとか、其の他よくよくの場合でない限り決して棄権してはならぬのであります。第二にどんな人に自分の貴い一票を投すべきかと申しますと、それは先づ何と云つてもその人の人格識見であります。國家總動員とは人的、物的資源の動員を意味するのであつて銃後の守を固め郷土を振興しようとするには人材を擧げて政治の衝に當らしめねばなりません。人物の次に考慮しなければならぬのは候補者の政見であります。今日のやうに東亞新秩序の建設に向つて舉國一致困難に處するに當つては、政策や政見の相違も少いのでありますから人物論一點張りで結構であります。殊に縣會に於ては國政と違つて一定の主義や政策を掲げ、相對峙し合ふには餘りに切實な問題を持つて居り、其の審議に當つては飽迄も地方に即して行ふことが必要であるので、何の政黨政派に屬するかといふことよりも、その人が地方の實情に即し審議を行ふ人か否かがより大切な問題であると思ふのであります。第三は今迄繰り返し述べましたやうに、金錢響應に依つて投票が左右されたり個人的情誼に基いて投票したりするやうなことは絶対にあつてなりません。

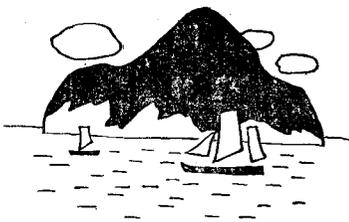
英國の諺に「みんなの仕事は結局誰の仕事でもないことになる。」と言ふのがあります。誰も彼も協力して盡さねばならぬとき、不真面目な人間は、何百分の一、何千萬分の一の自分一人が盡さなくても外の人がしてくれるだらうと思ひ、大切な務めを忽がせにし勝なものです。選挙も同様で各人の一票は何百分の一、何十萬分の一でありませう。しかしその一票の重大意義を考へ、各人の力が合して始めて我が鳥取縣の發展をもたらし出すことが出来るのでありますから、決して輕々しく棄権することはできない筈であり、又、菓々々が立派に行使されることに依つて始めて公正明朗なる

00653

選挙の實現が期せられることを思ひますならば、金錢響應とか情實とかに依つて投票が左右されるやうな弊風は斷じて一掃されることを信じて疑はないのであります。

吾々が自分の職業に努力するのも、自分の身體を強健にするのも、結局は皆國家に貢献する所以であります。然し吾々は直接國家に盡す二つの重大な責任を負ふて居るのであります。一つは即ち國防であり、他の一つは即ち參政であります。吾々は國防と參政の二本の手で國家を支へて居ると言つてもよいであります。ところで國防の責任を盡す場合、吾々は身を鴻毛の輕きに比し進んで國難に殉ずるのであります。今次事變に際し世界を驚かす赫々たる戦果は、即ち我が國民の盡忠奉公の精神の發露に外なりません。併し一方參政の責任を果す場合には、國防のそれに比して何と云つても眞面目さが足らなかつたのではないでせうか。吾々はこの非常時局に際し、斷乎選挙界積年の弊風を打破し、理想選挙の實現を期し度いと存するのであります。

(九月四日ラヂオ放送)



漁船保險法に就て

一 漁船保險の必要

漁船は漁業者にとつては唯一の生産手段であると共に唯一の重要財産でもある。其の漁船に發生する海難は漁業者の唯一の財産を奪ふばかりでなく生産の機會を奪つてしまひ、時には其の生命をも奪つてしまふのである。我が國に於ける漁船の海難による損害を考へて見ると、最近十ヶ年に於ける一ヶ年平均損害總額二百萬圓、其の中漁船の損害約百三十五萬圓、漁具の損害約五十五萬圓其の他の損害約十萬圓であつて、最も多かつた昭和八年は四百八十萬圓に上つてゐる。

然るに我が國の海上保險會社中漁船の保險を扱つてゐるものは約十社であるが、その普及は實に微々たるものである。それは漁船の價額が

少額であつて、又その漁船の所在が全國の津々浦々に散在し、その加入を普及する爲には營業費が高まり、自然保險料が割高となり、且つ監督が行き渡らないで道德的危険の防止も困難な爲である。

二 漁船保險法の組み立て

本法は全文三十九條から成り、第一章は漁船保險組合、第二章は漁船再保險、第三章は罰則となつてゐる。

第一章は漁船保險事業をなす主体である處の漁船保險組合の組織と、その組合の爲すべき保險行為の準則を定めてある。

第二章に於ては組合と政府との間に成り立つべき再保險關係を規定してある。之は漁船保險組合だけで保險をなさしめる時は、危険の分散が狭少で、一朝暴風雨、海嘯等に因つて危険が地方的に密集して來る場合には、組合は豫定以上の保險金を支出せねばならないので、政府が組合の負擔した危険の大部分を負擔して危険を

全國に分散させ、地方の各組合の事業の安定を圖り、以て本法による漁船保險制度を恒久的基礎の上に置くやうにしたものである。

三 漁船保險組合の構成

本法による漁船保險組合は漁船の所有者が、其の所有する船舶を保險する爲に、斯る希望を持つ者が多數集つて設立するものであつて、即ちこの組合の保險制度を利用しようとする者は必ず組合員とならなければならないのであつて組合外にあつて所有漁船を保險に付することは出来ない。

本組合は組合員同志の隣保共助的、相互扶助的、協同組合的な精神を基調として居るものであるから、一組合員の保險は自己の爲の保險であると同時に他の組合員の爲の保險となるのである。

漁船保險組合の設立については、一定の手續に従つて設立の準備を行ひ、農林大臣の認可を得て初めて設立せられることと定められてゐる。

漁船保險を行ふ主体は個々の漁船保險組合であるが(之を元受保險と云ふ)この組合の元受保險に對して政府は元受保險金額の七割を當然に再保險することになつてゐる。

四 保險の目的(保險物)

保險の目的は漁船及び漁具であるが、第一に漁船の大きさについては百噸未満の漁船はその所有者の如何に拘らず保險に付け得るが、百噸以上千噸未満の漁船はその所有者が漁業組合であるか、農林大臣の指定を受けた團體であるか、或はこれ等の組合及團體の組織員であるかの三者に限り保險の目的となることが出来る。

第二漁船の船籍(總噸數五噸未満の漁船にあつては碇繋場)に就ては、船籍なり碇繋場については漁船保險組合の區域内に在れば勿論問題でなく、假に區域外に在る場合でもその所有者の住所が組合の區域内に在れば保險の目的となすことが出来る。尙この船籍は特定の漁業種類に従事する漁船のみを目的とする所謂業態的組

合に於ては、船籍の代りに行政官廳の許可を受けた漁業根據地でもよいことになつてゐる。

取扱上の制限としては第一に定款で定められた總噸數の範圍外の漁船、第二に同じく定款で定められた船齡を超える漁船、第三に上述の制限に合致する漁船でも船体の重要寸法比例の過當、馬力の過當、復元力の不足若は強力の不足又は船体若は機關の著しい老朽其の他重大な瑕疵ある漁船については保險の引受を爲し得ないこととなつてゐる。

漁具は定款に規定された漁具であつて、その屬する漁船から離さないこととなつてゐる。即ち漁具のみを單獨で保險に付することは出來ないのである。

五 保 險 料

保險料の中には純保險料と附加保險料とを含んでゐる。前者は遭難危險率を基礎とし、保險金額に應じて算出されるもので、動力漁船と動力漁船に非ざる漁船とに分ち、且つ動力漁船も

まぐろ延繩・かじき延繩・かつを竿釣・まぐろ竿釣・機船底曳網・母船式れんこ延繩・トロール漁業・捕鯨業・漁獲物運搬業・其他等に分類せられて各種類に依つて種々高低の差があるが、大体保險金額百圓に對する保險期間一年の料率最高二圓八十五錢最低六十錢である。尙船齡により又は操業區域及漁船の大小に依り純保險料の割増が行はれる。

又鋼製漁船・總噸數百噸未満の漁船にして無線電信電話の設備あるもの・漁業用發動機検査成績書によるもの等に對する純保險料の割引が行はれる。

附加保險料は大体純保險料の三割内外であつて、保險經營上の事務費に充てられるものである。

六 保 險 期 間

組合が保險の引受をして填補責任を負ふ期間即ち保險期間は一ケ年と云ふことに決められてゐる。従つて一ケ年以下の短期間も一年ごとく月

といふ期間も契約はできない。引き續き數ヶ年にわたりて保險をつける爲には、面倒でも一年毎に繼續加入の手續を要する。

保險期間の開始保險料を組合に受領した日の翌日である。

七 保 險 金 額

保險の目的となる漁船(漁具を含む)が保險に加入する際の時價を保險價額といふが、保險金額は原則としてこの保險價格の八割以内と決められてゐる。併し場合に依り九割まで認めることが出来る。

尙保險期間中に保險價格が著しく變更するやうな場合には、之に應じて保險金額を變更し得る途も拓かれてゐる。

x x x



準遺族への扶助料給付

事實上戰歿者の遺族でありながら、法律による遺族としての資格がない爲に恩給法に依る恩給の受給を得ることの出來ぬ内縁の妻子等の準遺族の爲に恩賜財團軍人援護會で、準扶助料給付金を支給し得ることとなりました。

左に之が支給についての大体を説明します。

(一) 受給の範圍

一 扶助料給付金 は陸海軍下士官兵(死亡直前下士官兵であつた者を含む)在職中若は退職後一年以内に於て左の各號の一に該當してゐるが遺族として恩給法による扶助料を給せられるべき者がない場合、扶助料を給せられては

00658

居るが最高限度の加給を受けない場合、又は扶助料を受ける者がなくなつた場合に於て、準遺族があるときは、この準遺族に對して扶助料を支給されます。

1 戦闘又は戦闘に準すべき公務に因る傷痍疾病の爲死亡したとき

2 普通公務に因る傷痍疾病の爲死亡したとき

3

戦闘又は公務に因り傷痍を受け又は疾病にかゝり不具廢疾となるも重大なる過失がない場合に於て、其の傷痍疾病に因らずして死亡した時、

但し「2」「3」の場合の公務とは、戦地又は事變地に於けるものに限りません。

二 準遺族とは 恩給法上の遺族ではないが、死寂者が死亡した時事實上其の子、父、母、祖父又は祖母の關係にあるもの、及死寂者在職中の死亡又は退職の當時、事實上其の妻たる關係にある者を云ひます。但し死寂者の世帯に在り又は死寂者から扶養を受けてゐた者に限りません。

す。

尙死寂者が入營又は應召の當時胎兒であつた子が出生した時は死寂者の世帯に在つたものと看做します。

三 給付金は 「年金たる給付金」と「一時金たる給付金」の二種類があります。

(二) 年金たる給付金

一 年金たる給付金を支給する準遺族の順位は、妻、未成年の子、父、母、成年の子、祖父、祖母とします。

二 年金たる給付金を受けるには左の要件を具へて居らねばなりません。

1 妻については死寂者死亡の當時から同一世帯に在り且つ扶養をなす準遺族たる父、母、祖父、又は祖母であること、但し子は次の「2」又は「3」の要件を具へて居らなければなりません。

2 未成年の子に付ては未だ婚姻せず、且つ事實上婚姻關係に入つてゐないこと。

00659

3 成年の子に付ては不具廢疾があつて生活資料を得る途なく、且つ之を扶養する者のないこと。

4 父、母、祖父又は祖母に付ては、生活資料を得るの途なく且つ之を扶養する者のないこと。

三 準遺族の世帯が二つ以上あるとき、又は二つ以上に別れるに至つたときは、年金たる給付金は之を各世帯に分別して支給することがあります。

(三) 一時金たる給付金

一 一時金たる給付金は、年金たる給付金を受ける者のない場合に於て、前述の「1」又は「4」に該当しない妻、父、母、祖父又は祖母に對し、その順位で支給せられます。

二 一時金たる給付金は、前述の「1」又は「4」に該当しない事になつた爲に年金たる給付金を支給せられないことになつた妻、父、母、祖父又は祖母に對しても支給せられます。

(四) 年金たる給付金の支給打切り

一 年金たる給付金を受ける者が左の各號の一に該当する時はその給付を打切られます。

1 前述「1」「2」「3」「4」の要件がなくなつたとき。

2 妻が婚姻し、又は事實上婚姻關係と同様の事情に入つたと認められるとき。

3 死刑又は無期若しくは二年を超える懲役若しくは禁錮の刑に處せられたとき。

4 國籍を失つたとき。

二 年金たる給付金を受ける者が左の各號の一に該当するときは給付金の支給を停止し又は其の支給を打切られることがあります。

1 死寂者の遺族たるの體面を汚損するやうな行爲があつたとき。

2 必要なる届出其の他の書類の提出を怠つたとき。

(五) 支給申請の手續

一 給付金の支給を受ける資格のある者が、
 死没者の死亡を確知し得べき日から一年以内、
 又はその資格が発生した月から六月以内に申請
 しなければ、それから後に之を申請することは
 出来ません。

但し特別の事情がある時は宥恕せられること
 があります。

二 年金たる給付金を三年間支給せられた時
 は、受給者は一月以内に更に爾後の給付金につ
 いて申請書を提出することを要します。以下三
 年たつ毎に同じく申請をせねばなりません。

三 昭和六年九月十八日以降昭和十四年九月
 一日以前に既に給付金を受ける資格を生じてゐ
 る者は、昭和十四年九月一日以降一年以内に給
 付金の申請をせねばなりません。

四 給付金の支給を受けやうとするものは様
 式に依る申請書及添付書類をつけて市區町村及
 道府縣を経由して軍人援護會に申請することに
 なつてゐます。

申請の様式については市町村役場について聞

き合せて下さい。

× × ×

明年度海軍 志願兵に就て



明昭和十五年度に於ける海軍志願兵の本縣割
 當數は、本年より更に増徴せられることになり
 まして、多分本年度の一倍半以上の採用を見る
 事なる模様です。いづれ近く縣の告示も出る
 し、詳細を市町村役場の方に通牒せられますか
 ら、いよ／＼志願の際はよく問合せ多數志願
 なるやう希望します。殊に本年度の検査に於
 ては次のやうな採用範圍の擴大が行はれてゐま
 す。

一年齡の低下

六歳兵令施行規則第三十條の改正により、

水兵(掌電信兵志願者を除く)航空兵(乙種飛行豫科及偵察練習生志願者を除く)機關兵、工作兵、看護兵、主計兵、の年齢は十六年以上二十一年未滿

掌電信兵、偵察練習生は十五年以上十九年未滿、

乙種飛行豫科練習生は十五年以上十八年未滿

軍樂兵は十六年以上二十年未滿

一 視力低下

當分の間水兵(掌電信兵志願者を除く)航空兵(飛行豫科練習生、偵察練習生志願者を除く)工作兵及機關兵は、各眼視力〇、八以上矯正視力一、〇以上にして且裸眼の兩眼視力一、〇以上の者は、合格となすことを得る。

× × ×



松脂採取の獎め

現下時局の進展に伴ひ松脂の需要は益々増加する傾向にあるので、國策に順應して積極的に之が採取に勉められたい。幸に縣下には豊富な松林が隨所に存在して居り、且つ其の採取法が極めて簡單であるから、山村の副業及び林産報國の一方途として甚大な強みを有して居る次第である。「松脂取らずに松切るな」の標語に従ひ、一意生松脂の増産に努められんことを念願するものである。左に之が採取要項を略記することとする。

一 採取木の大きさ

目通り直徑七八寸以上の赤松黒松。

二 採取の時期

六月から十月まで、特に七八月は滲出量が

多い。

三 根刈り及び道付け

採脂木の根元雜木刈拂、及び採取木間の通路を簡單につける。

四 粗皮剝

地上七八寸位の位置から三四尺の高さまでを一般に樹幹の傾斜下面を選んで縦に中心線を豫定し、兩方へ矢の羽形に周圍の三分の一即ち兩方で周圍の三分の二を剝ぐ。其の程度は粗皮の龜裂を平面にする程度で、其の厚さは一分位を適度とする。この際「アマ皮」を傷けぬ様注意すること。

五 切付

切付は最も重要な作業である。剝皮部中央地上四、五寸位の高さの所から長さ四五寸位の縦線を上方に向つて付け、其の下端からV字形に水平線に對して約四十五度位の傾斜を保たせ且つ溝の長さは樹幹の周圍の三分の二位に切り付ける尙溝の深さは「アマ皮」を越えて木質部に五厘乃至一分位切

込み、切口が毛羽立たぬやうにする。この爲にはアサリのない鋸を用ひ、幹に直角になる様使用する。

溝付は溝掻きで掻き内部を滑かにし且つブラシで附近の塵埃を掃いて松脂の流出を容易にする。

又V字形の下部一、二三分の處に一吋一寸五分位のブリキ板の繩を付け其の下方に釘を打ち、受器として竹筒(四―五寸位)を掛ける。この際松脂の漏れぬ様注意せねばならない。

六 採取

浸出した松脂は永く置くと品質が低下するから早く採取するがよい。然し試験の結果によると二日連續切付三日目採取の法を得策とする。

七 切程

一人で粗皮剝三〇乃至六〇本、切付・採取二〇〇本内外。

八 採取量

直徑五尺位のもので二〇〇本當一〇〇日、切

(採取)で六〇〇軒乃至七〇〇軒で一軒當時價六十二錢六厘である。

九 採取上の諸注意

- 1 生松脂中に塵埃や粗皮片を混入せしめないこと。
- 2 雨天の際に採取した生松脂は水を分離して別罐に貯へ「雨水混入」と記入する尙罐に貼るレッテルは山林會から送付する。
- 3 半田にはブリキ板を使用すること
- 4 切付を入念に行ふこと。最初分泌量が少くとも斷念しないで七、八回切付けて見るがよい。
- 5 樹勢の状態で出脂量の減じたものは一時休止して切付けるがよい。
- 6 木質部への切込が深過ぎると害ばかり多くて分泌量は増加しない。又切付の間隔は狭い程經濟的である。
- 7 粗皮剝の時期は早い程よく、來年度分は二三月頃行ひ、根元に一―二本切付

けをして置くこと餘程分泌量が増加する一本の樹から五年位は採れる。三年目位が最も多く出る。

9 松脂採取後は枯死することもなく、生育も大して阻害しない。又用材としても影響する所は殆んどない。

10 採取器具は、粗皮剝器・切付鋸・溝掻き・立溝付・鑿・鐵籠(竹で代用)等で、一組四圓二十錢である。山林會で斡旋する山林會へ販賣斡旋を委託したものは一軒當六錢の補助がある。

銃取る覺悟で

筆取る一票

00664



本年の 稲作付面積

本縣に於ける七月末日現在の稲の作付面積は

| | |
|-----|-----------|
| 水 稻 | 三一、五二四町六段 |
| 陸 稻 | 五九七町九段 |
| 計 | 三二、一二二町五段 |

で之を前年作付段別に較べると八四〇町四段(二分六厘)の減、前五箇年平均作段別よりは四八六町(一分五厘)の減少となつてゐます。

蓋し本年は移植期前後から稀有の旱天が續いた爲に一般に植付が遅くなり、尙旱魃の影響を蒙つて植付未了の地が出来るに至つた結果、前記のやうな減少を示すに至つたものであります

其の郡市別を記すと左の通りであります。

| | | |
|-----|--------|----------|
| 鳥取市 | 本年作付面積 | 前年に比し増△減 |
| 米子市 | 七四七町六段 | △ 四七町五段 |
| | 八一九、二 | △ 七、三 |

| | | |
|-----|----------|---------|
| 岩美郡 | 三、二八〇、六 | △ 五九、三 |
| 八頭郡 | 四、三八一、二 | △ 七九、二 |
| 氣高郡 | 四、四五七、五 | △ 四四、八 |
| 東伯郡 | 八、二四九、八 | △ 二一四、三 |
| 西伯郡 | 六、三一九、六 | △ 三二〇、六 |
| 日野郡 | 三、八六七、〇 | △ 五七、四 |
| 計 | 三二、一二二、五 | △ 八四〇、四 |



本年の水稲作況

本年の水稲作況を八月十五日現在で調査しましたが、苗代時期の氣候が順調で苗の成育は良好でありますけれども、移植前後から續いた旱天の爲に移植は一週間から長いのは三十日も遅延し尙易水の爲に植付の出来なかつた田地相

00665

管ありました。而して管内に於ける作況は用水の潤澤な地域に於ては病虫害も少く、移植後高温多照な天候に惠まれて分蘖・伸長共に良好であります。地方に依つては旱天の爲用水が涸渇して枯死に類したのも尠くなく、之を管内全般から見るときは生育頗る憂慮せられる状態でありまして、八月十五日現任に於ける作況は「不良」の状況であります。

其の郡市別を記すと次の如くであります。

| | | | |
|-------|-----|-----|-----|
| 全管内不良 | | | |
| 鳥取市 | 不良 | 米子市 | 稍良 |
| 岩美郡 | 稍不良 | 八頭郡 | 稍良 |
| 氣高郡 | 稍不良 | 東伯郡 | 不良 |
| 西伯郡 | 不良 | 日野郡 | 稍不良 |

備考

一 作況とは、作付段別の増減に關せず、單に作物の良否の状況と謂ひ、普通作況とは前五ヶ年間に於ける中庸の作柄を謂ひます。
二 作況の區分は左の標準に依ります。

良……………普通作況に比し增收五分を
超ゆる見込の場合

稍良……………普通作況に比し增收五分以
内の見込の場合

普通……………普通作況の見込の場合

稍不良……………普通作況に比し減收五分以
内の見込の場合

不良……………普通作況に比し減收五分を
超ゆる見込の場合



時局と 榮養問題

(白米食問題の一)

榮養の問題は平時に於ても勿論重要な事、現に逐年低下の傾向を辿りつゝある我が民國體位の向上を爲す爲、政府に於ても各種の施設對

策を講せられつゝありますが、特に現下非常時局に在つては一層此の榮養問題の重要性が痛感せられてゐる處であります。

即ち既往の歴史に徴しても明かで、戦争が國民の健康に及ぼした影響は極めて大なるものがあります。是が原因は國民の食糧に關する無自覺、即ち食糧の缺乏と之に因て起る榮養の不足に在るのであります。

又一方戦争と食糧とは最も緊密な關係に在りまして、彼の歐洲大戰に於ける獨逸の敗因も、

歐洲大戰が獨逸國民に及ぼした影響

(大戰勃發の大正元年是西曆一九一四年)

兒童の體格

一身の長 (單位センチメートル)

| 年別 | 年齢 | 六―七才 | 七―八才 | 八―九才 | 九―一〇才 | 一〇―一〇才 | 一一才 | 一二才 | 一三才 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 一九一四年 | 一一五、五 | 一二六、八 | 一二二、四 | 一二六、五 | 一二九、九 | 一三六、〇 | 一三六、〇 | 一三六、〇 | 一三六、〇 |

| 年別 | 年齢 | 六―七才 | 七―八才 | 八―九才 | 九―一〇才 | 一〇―一〇才 | 一一才 | 一二才 | 一三才 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 一九一三年 | 一〇九、六 | 一一四、三 | 一二〇、〇 | 一二五、〇 | 一二八、一 | 一三一、八 | 一三六、〇 | 一三六、〇 | 一三六、〇 |

二體重 (單位キログラム)

| 年別 | 年齢 | 六―七才 | 七―八才 | 八―九才 | 九―一〇才 | 一〇―一〇才 | 一一才 | 一二才 | 一三才 |
|-------|------|------|------|------|-------|--------|------|------|------|
| 一九一四年 | 一九、八 | 二二、三 | 二四、一 | 二五、八 | 二八、〇 | 三〇、六 | 三二、六 | 三三、六 | 三三、六 |
| 一九一三年 | 一八、九 | 二〇、七 | 二二、九 | 二四、四 | 二六、三 | 二八、九 | 三二、六 | 三三、六 | 三三、六 |

出産率 (人口 1000對)

| | |
|-------|-------|
| 1910年 | 31.50 |
| 1913 | 29.00 |
| 1914 | 28.50 |
| 1915 | 21.70 |
| 1916 | 16.50 |
| 1917 | 14.80 |
| 1918 | 15.10 |
| 1919 | 20.90 |
| 1920 | 26.70 |
| 1921 | 25.80 |
| 1922 | 23.50 |
| 1923 | 21.20 |

結核患者死亡率 (人口1000對)

| | |
|-------|-------|
| 1913年 | 13.70 |
| 1914 | 13.90 |
| 1915 | 14.40 |
| 1916 | 15.80 |
| 1917 | 20.50 |
| 1918 | 23.00 |
| 1919 | 21.80 |
| 1920 | 15.80 |
| 1921 | 13.50 |
| 1922 | 14.30 |
| 1923 | 15.20 |
| 1924 | 12.20 |

老人死亡率 (人口 1000對)

| 年 齡 年 別 | 8 0—8 5才 | | 8 5—9 0才 | |
|------------|----------|-----|----------|-----|
| | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 1 9 1 3 年 | 183 | 176 | 274 | 258 |
| 1 9 1 4 | 194 | 133 | 299 | 285 |
| 1 9 1 5 | 200 | 184 | 316 | 286 |
| 1 9 1 6 | 214 | 197 | 332 | 321 |
| 1 9 1 7 | 263 | 233 | 406 | 398 |
| 1 9 1 8 | 238 | 234 | 352 | 363 |
| 1 9 1 9 | 214 | 215 | 299 | 306 |
| 1 9 2 0 | 196 | 191 | 285 | 267 |
| 1 9 2 1 | 186 | 178 | 270 | 255 |



縣廳職員の

貯蓄報國に就て

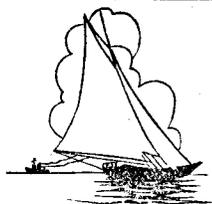
政府が昭和十四年度に於て、國民に協力を求

めてゐる貯蓄目標額百億圓は、今次支那事變のため巨額な軍費を主として公債に財源を求め、貯蓄によつて公債の消化を圖らんとするものであつて、國債の圓滑なる消化が現下の財政經濟の運営上に至大な關係を有することは云ふまでもない處で、所謂一億一心百億貯蓄の奨励運動もこの様な次第から、後國民の赤誠による貯蓄奉公によつて、その目的達成を期せんとするものである。

本縣に於ても政府の方針に相呼應して、本年度貯蓄増加の目標額が三千萬圓と決定せられ、既に實行に萬全を期してゐることは本報に記した如くであつて充分御承知のことと思ふが、縣廳内在職員を以て組織せる支那事變報國貯蓄組合でも、昭和十三年度の貯蓄目標額三萬圓が全員努力の結果遙にその豫定額を突破して頗る好成績を收めたので、更に本年度は縣の目標額が増額せられたのと同様に於ける実績等に鑑みてその目標額を四萬圓に増加して實踐に當つてゐるのである。

我國が東亞新秩序の建設に、凡ゆる國家の總力を傾倒して聖戰目的の達成に邁進してゐる秋に當り、縣民各位がこの國民貯蓄が如何に時局に重大使命を有するかを深く認識せられ、又前年に於て克く時艱克復豫想外の成果を擧げし實績に徴し、本年に在りても發奮努力し決定目標額の實現に官民一致の協力を切望致します。

× × ×



青少年義勇軍の

慰問激勵

滿蒙開拓青少年義勇軍のことは本報第十五號に記せる處であつて、政府が從來の壯年者を以て集團農業移民を編成せるものゝ外に、昭和十三年度に於て新に青少年義勇軍の組織を設け、

本年に至るまでに既に八回に及ぶ義勇軍を送つてゐるのである。

本縣からも約四百七十名に上る青少年諸子が渡滿し、彼の地に在つて東洋永遠の平和の礎を築きつゝあるのである。此の度全國から義勇軍父兄激勵團が組織せられ、この義勇軍の慰問激勵及活動狀況を視察することになつたので、本縣でも左の父兄が来る九月九日鳥取發で渡滿するが、この一行は新潟に集合して九月十一日に同地から直に渡滿することになつてゐる。

西伯郡 五千石村

赤井 三郎

東伯郡 北谷村

白澤 信孝

× × ×

00670



經濟法令 違反防止標語 當選發表

曩に縣經濟警察協議會で懸賞募集中の經濟法令違反防止に關する標語は其の後北は北海道から南は臺灣、朝鮮と全國各府縣から續々名句佳吟が寄せられ、遠く滿洲國、北支からも熱心な應募者があつて其の數は一千三百六十一名、二千九百七十二句の多數に上り如何に全國民が經濟統制に熱心に協力されつゝあるか窺はれて係員を感激せしめました。縣に於て慎重審査の結果本日左の通り當選者が發表されました。

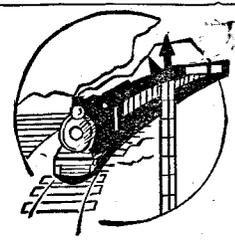
- 一等 素すな統制抑へよ物貨
 - 長崎市 大澤 利雄
 - 大阪市 綾野 博

- 三等 防げ闇の手暴利の手
 - 東京市 飯塚 清
 - 神戸市 澤井 卷雄
 - 東京市 川村 政治
 - 仙台市 木村 信一
 - 金澤市 東野 津洋志
 - 統制に大和心の總力戰
 - 鳥取市 谷口 芳毅
 - 八頭郡 永田 龜吉
 - 岐阜縣 礎部 浩
 - 鹿兒島縣 森野 平助
 - 島根縣 大倉 勇
 - 東京市 西 高
 - 神戸市 長瀬 由枝
 - 忠魂にらむぞ經濟違反

佳作

× × ×

00671



滿蒙開拓青少年義勇軍 女子指導員(寮母)募集

滿蒙開拓青少年義勇軍は昭和十三年から、重要國策事業の一として新に實施せられたものであります。此の事業が一度天下に發表せられましたるや、豫想外多數の應募者がありました。爲政府は是等多數應募者から嚴選し、茨城縣内原訓練所に於て二ヶ月間の訓練を施し、現在既に約二萬八千名の青少年がそれ／＼現地訓練所で勇躍開拓訓練にいそしんで居ります。しかし是等青少年義勇軍は何分十六歳から十九歳の若年層の者でありますから、三ヶ年間の訓練中には家庭的情味を加へた一面を有する教育方法を探る必要がありますので、その方面を擔當する即ち母性的保育に當る女子指導員(寮母)の配置をすることに、昨年十月第一回の募集をして

訓練をなし、本年三月四十八名が現地に向ひ、第二回目三十八名を目下訓練中でありまして九月下旬渡滿する豫定であります。今回第三回目として左記要項により募集しまして、青少年義勇軍の爲に活躍を願ふことになりましたから、國策の線に沿ふて滿蒙の天地に於て、日本女子の意氣を發揮しやうとする婦人の、奮つて應募せられん事を希望します。

- 一 募集及養成主體
 - 拓務省
 - 委託養成機關
 - 滿洲移住協會
- 二 募集人員
 - 三十名
- 三 募集區域
 - 中國、四國、九州
- 四 應募資格
 - イ 年齢三十歳以上四十五歳迄の寡婦又は獨身者、
 - ロ 身體強健にして(呼吸器、循環器、泌

00672

尿管、神経系等の疾患ある者の外、ト
ラホーム、脚氣、痔疾、傳染性疾患あ
るものは採用せず)性情公正、意志鞏
固にして女子中等學校卒業程度以上の
學歷を有する者、

ハ 年齢三十歳以上四十五歳迄の寡婦又は
獨身の婦人にして女子學校を卒業せざ
るも人物性情衆の範となるに足る者は
採用することあるべし

六 募集締切

九月十五日

七 養成方法

假採用者は十月十日より二月中旬まで寄宿
舎に收容し、職員と居常寢食を共にし、學
科實習を通じ時と處に應じ最も適切に職務
を遂行し得る實力を養成せしめる方針で、
尙學科としては(一)日本精神(二)婦道(三)
滿蒙開拓問題の認識を深め、實科としては
榮養、看護、防疫、衛生、作法等を行ふ外
日本體操、農業實習等を行ふ。

費用は養成所入所費、食費及教材費等一切
不要なり、

八 渡 滿

イ 内地養成教育終了後一度郷里に歸り、
明年三月末頃東京集合の上團體渡滿す
るものとす。

旅費は百圓程度(旅費實費約五十圓、
支度金約五十圓)を支給す

ロ 渡滿後は現地訓練所の職員となり、俸
給六十圓以上を支給す。原則としては
三ケ年は服務する義務を有す。

九 現地訓練所

濱江省鐵驪訓練所

三江省勃利同

龍江省嫩江同

濱江省對店同

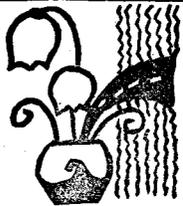
奉天省昌圖同

濱江省一面坡同

濱江省ハルビン同

外滿鐵自警村訓練所

00673



愛育村の設置

十 應募手續

各市町村役場でわかりますから聞合せて下
さい。

× × ×

恩賜財團愛育會では今回本縣内に農山漁村中
適當なる一ケ村を指定して母子愛育諸施設綜合
計畫を樹立し以て、兒童及母性の教化並に養護
に關する施設の進展を策すると共に、愛育思想
の涵養普及に資する事となり、本縣では愛育
會と打合の結果岩美郡倉田村が指定村となつた
ので同村では倉田村愛育會を組織し、去る九月
五日を以て倉田小學校でその發會式を舉行した
指定村の愛育會に於ては約五戸乃至十戸を以

て一班として各班に班長を置き、訪問事業主體
として壯少なる女子青年をあて、妊産婦保護の
爲に經驗ある婦人を加へるものであつて、倉田
村愛育會では全村婦人を以て會員としてゐる。
愛育村指定は山陰では始めての施設で、全國
でも昭和十一年度に六ケ村、十二年度に四ケ村
十三年度に三ケ村、合計十三の指定村が設置さ
れてゐるもので、母性並に乳幼時愛護の緊切な
現下の國情に於て、これが發展は頗る重要な
ものと云はなければならぬ。

× × ×

銃 後 も 聖 選

